

経営方針

経営理念

福岡県内を営業地盤に「中小企業専門金融機関としての使命と役割に徹し、地域社会とともに発展する」ことを経営理念に掲げ、地域の皆さまに親しまれ、信頼される銀行を目指して、「ハート・ツー・ハート」の業務活動を展開し、金融サービスの充実と健全経営、地域社会への貢献に努めております。

中期経営計画（平成19年4月から平成21年3月まで）

I. 基本方針

1. お客様の目線に立った営業活動を通じた地域経済への貢献
2. 収益力の強化、健全性の確保による経営体質の強化
3. 人材の育成

II. 主要施策

1. ガバナンス態勢の強化
2. 収益力の強化
3. 顧客サービスの充実、営業基盤の拡充
4. 人材の育成と活性化

行 是

われわれは自助の精神に徹し、自らを育て、銀行を育て、地域になくてはならない福岡中央銀行にしよう。

行 訓

われわれは常に福岡中央銀行の代表である。
地元に親しまれ信頼される銀行員となり、中小企業専門金融機関としての使命に邁進する。

1 まず自らを育てよう

常に目標を持ち、不断の努力によって自己の成長をはかり、銀行になくてはならない人となろう。

1 信頼される仕事をしよう

仕事に全力を傾け、業務に習熟し、信頼される確実な仕事を成し遂げよう。

1 銀行と共に前進しよう

銀行は生活の基盤である。敬愛と協調のもと、みんなの創意と行動を結集して銀行の発展をはかり、銀行と共に栄えよう。

1 顧客に満足を与えよう

より正しく、より早く、より親切に、常に顧客の身になって考えよう。顧客の満足は最高の信用である。

1 勇気ある開拓者となろう

常に創意工夫をはかり、積極進取、勇気ある開拓者となろう。断じて傍観者であってはならない。

経営環境と業績

金融経済環境

わが国経済は、基調として緩やかに拡大を続けました。輸出が増加を続け、設備投資も引き続き増加基調にあり、また、個人消費も一部に弱い動きが見られたものの総じて底堅く推移いたしました。しかしながら、米国の景気減速および原油価格上昇など、国内経済は、なお先行き懸念材料を抱えており、景気の減速感が強まってきております。

金融情勢につきましては、米国のサブプライムローン（信用力の低い個人向け住宅融資）問題に端を発した昨年夏場以降の世界的な金融・資本市場の混乱により、わが国においても株安や円高など大きな影響が出ております。

平成20年3月期の業績

このような金融経済環境のもと、役職員一同、業績の向上と経営体質の強化に努めてまいりました結果、業容面では、預金および譲渡性預金は個人預金を中心に前年同期比141億79百万円増加し、3月末残高は3,942億40百万円となりました。貸出金は地元中小企業および個人のお取引先の資金需要に最大限お応えした結果、前年同期比138億57百万円増加し、3月末残高は3,071億40百万円となりました。有価証券は前年同期比7億10百万円減少し、3月末残高は726億89百万円となりました。

損益面では、経常利益は前年同期比3億60百万円減少して7億85百万円となりました。また、当期純利益につきましても前年同期比3億6百万円減少して3億11百万円となりました。

なお、自己資本比率（国内基準）については、前年同期比0.11%低下の9.10%となっております。

営業面では、お客さまの年齢の100分の1が預金金利となり、さらに預入期間によって上乗せ金利がつく年齢定期を、平成19年5月から8月までと平成19年11月から平成20年2月まで販売し、大変好評をいただきました。また、公共債、証券投資信託および保険のお預り資産残高は、平成20年3月末で148億円となっております。

店舗関係では、店舗建替えに伴い平成19年8月より仮店舗で営業しておりました雑餉隈支店は、平成20年5月から新店舗で営業を開始しております。

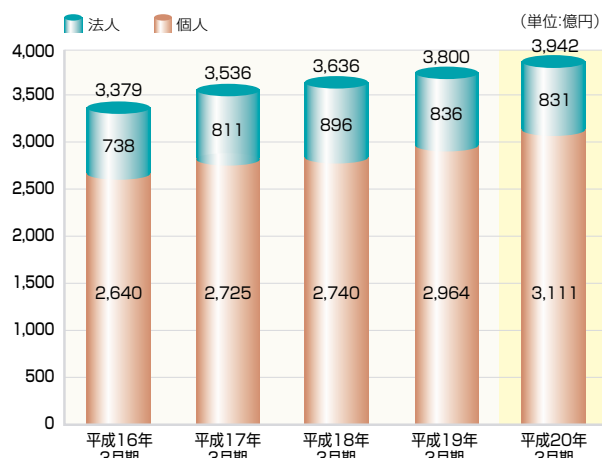
対処すべき課題

平成19年10月に郵政民営化によりゆうちょ銀行が誕生する一方、地域金融機関においては経営統合や業務提携の動きが活発化しており、金融商品や金融サービスを巡る競争が一段と激しくなるなど地域金融機関をとりまく環境は、従来にも増して厳しいものとなっております。また、平成19年9月に金融商品取引法が施行され、金融取引における利用者保護の徹底の要請が高まっております。加えて、金融庁からは、恒久的な枠組みとしての地域密着型金融の推進を求められております。このような環境のもと、当行は、平成19年4月から、お客さまの目線に立った営業活動を通じて地域経済へ貢献するとともに、資産の健全性確保と収益性向上によりお客さまからの信頼を深めることを基本方針として、向こう2年間にける新しい「中期経営計画」をスタートさせております。

今後とも地域の中小企業および個人の皆さまにとって、なくてはならない「この街でいっしょに」の地域金融機関として、役職員一致協力して地域貢献を果たしてまいります。

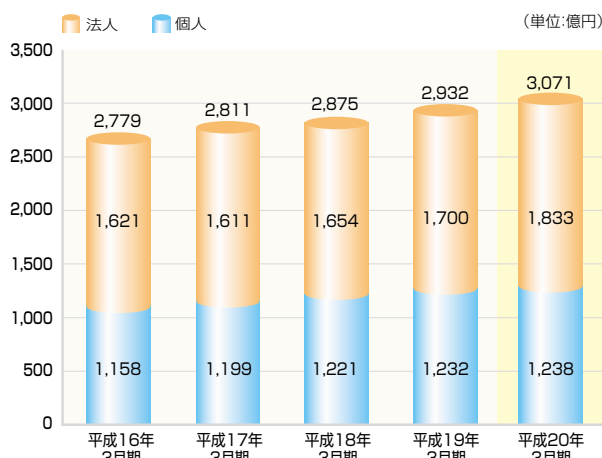
■ 預金残高（譲渡性預金を含む）

預金残高は、前年同期比で142億円増加して3,942億円となりました。



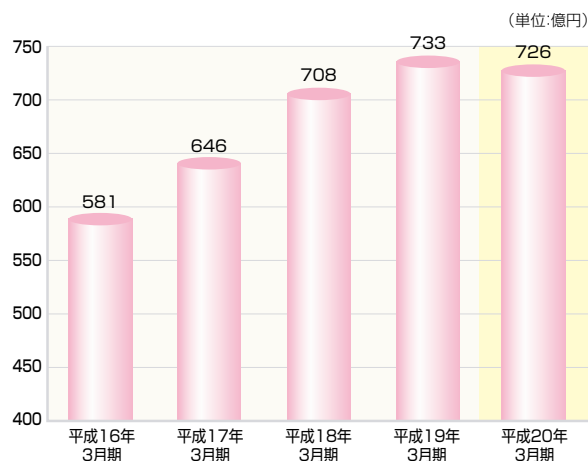
■ 貸出金残高

貸出金残高は、地元中小企業および個人のお取引先の資金需要にお応えした結果、前年同期比で139億円増加して3,071億円となりました。



有価証券残高

有価証券残高は、726億円となりました。

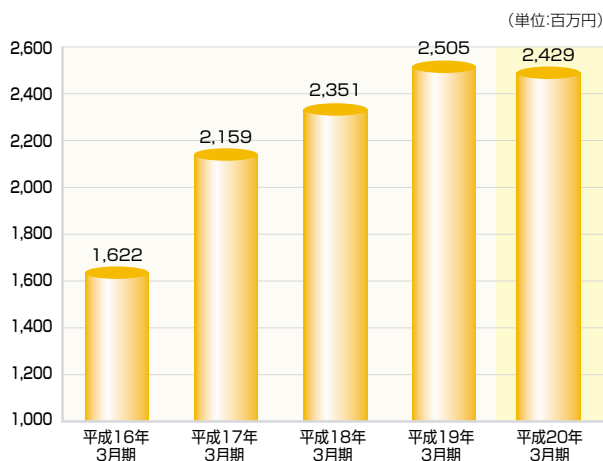


用語解説

1. コア業務純益とは 預金や貸出金、為替業務などであげた利益(業務純益)から一時的な変動要因を除いた、銀行の本来業務での利益です。
2. 経常利益とは 銀行が本業を含めて普段行っている継続的な活動から得られる利益です。
3. 当期純利益とは 経常利益に特別損益と税金等を加減算した最終的な利益です。

コア業務純益

コア業務純益は、24億29百万円となりました。

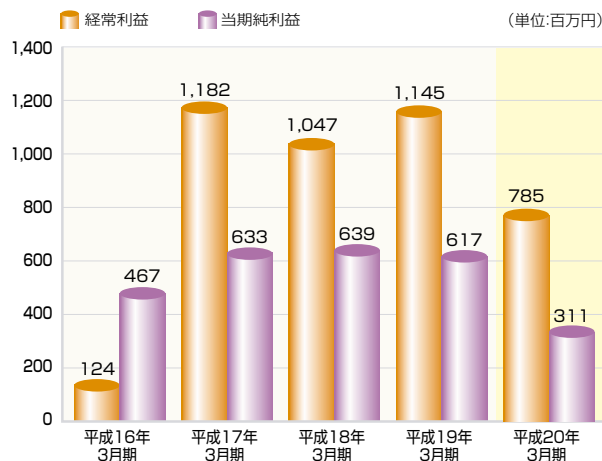


経常利益・当期純利益

経常利益は、7億85百万円となりました。

当期純利益は、3億11百万円となりました。

当行は昭和26年創立以来57年間黒字決算を続けております。



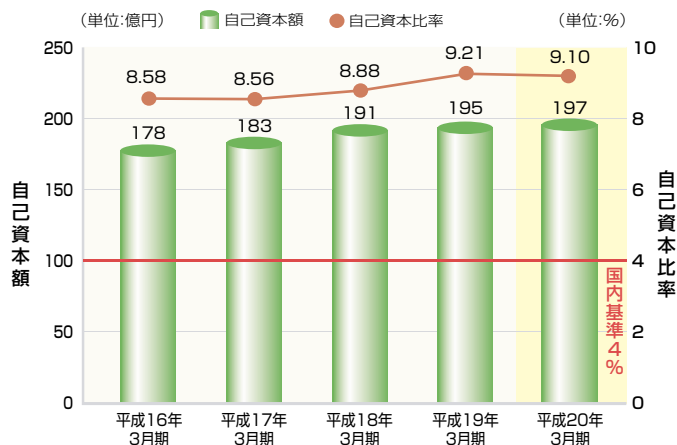
自己資本額・自己資本比率

銀行の安全性・健全性を示す最も代表的な指標が自己資本比率です。

自己資本比率は国内のみで営業している銀行は国内基準の4%以上、海外に拠点を持つ銀行は国際統一基準の8%以上を保つ必要があり、当行は国内基準4%以上の自己資本比率の確保が求められております。

当行の自己資本比率は9.10%と国内基準の2倍以上あり、劣後ローン等の負債性調達手段に頼ることなく高い安全性を維持しております。

今後も収益力を高め内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ってまいります。



※自己資本比率は、平成19年3月期より銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた基準に基づき算出しております。
なお、平成18年3月期以前は、旧基準により算出しております。

当行の考え方

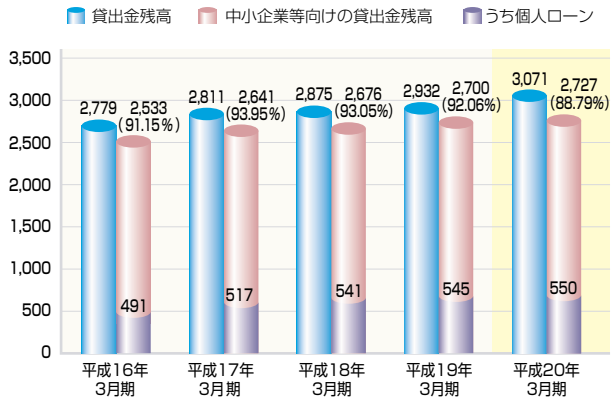
貸出の基本理念について

福岡県内の個人・中小企業の皆さまへの貸出を基本としております。

当行は、“地元で親しまれ、信頼される銀行”を目指して、地域の皆さまの資金需要に対して積極的に取組んでまいりました。特に、個人・中小企業の皆さまへは、変わらぬ姿勢でご要望にお応えしております。この結果、平成20年3月末における貸出金のうち、個人・中小企業等向けの貸出金割合は88.79%、貸出先件数割合は99.89%に達しております。

今後とも引き続き地域金融機関として個人・中小企業の皆さまの健全な資金需要に対して的確にお応えし、地域社会の発展に貢献していきたいと考えております。

貸出金残高および中小企業等向け貸出金残高の推移
(%は貸出金に占める中小企業等向け貸出金の割合) (単位:億円)



不良債権について

厳格な資産査定を行い、貸出資産の健全化および劣化の防止にも努めております。

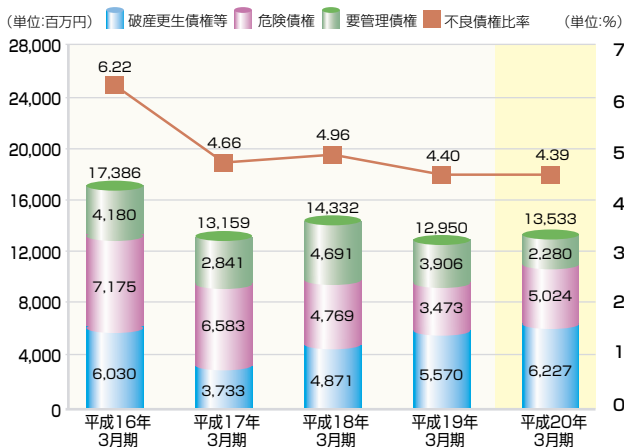
金融再生法に基づく不良債権額(平成20年3月31日現在)は135億33百万円で、総与信額の4.39%となっております。

当行は、堅実経営をモットーに信用リスクの管理強化に努め、また「金融検査マニュアル」で示された、資産査定、引当基準の考え方を踏まえ、自己責任に基づき、かつ外部

監査人との合意のもと、十分な貸倒引当金の繰入を実施しております。不良債権に対しての担保や貸倒引当金による保全率は88.26%で、残りの部分に対しても自己資本での対応が十分可能です。

今後も皆さま方の資金需要にお応えしながらも、審査、リスク管理を徹底しながら、資産の健全性維持に努めてまいります。

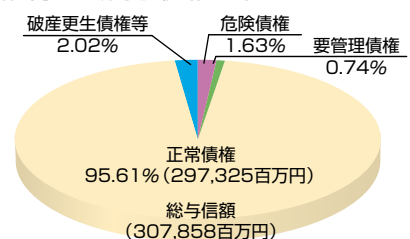
不良債権額および不良債権比率の推移



用語解説

- 破産更生債権等
(破産更生債権及びこれらに準ずる債権)とは
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
- 危険債権とは
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
- 要管理債権とは
3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。
- 正常債権とは
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権。

金融再生法開示債権の状況

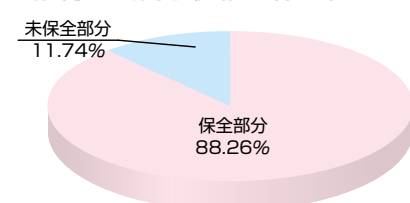


金融再生法開示債権の保全状況

(単位:百万円)

平成20年3月31日	破産更生債権等	危険債権	要管理債権	合計
開示債権額(A)	6,227	5,024	2,280	13,533
対象債権に対する貸倒引当金(B)	1,104	1,545	176	2,826
担保保証等による保全額(C)	5,123	3,064	930	9,119
保全額(D)=(B)+(C)	6,227	4,610	1,107	11,945
開示額に対する保全率(D)/(A)	100.00%	91.75%	48.54%	88.26%

金融再生法開示債権の保全状況

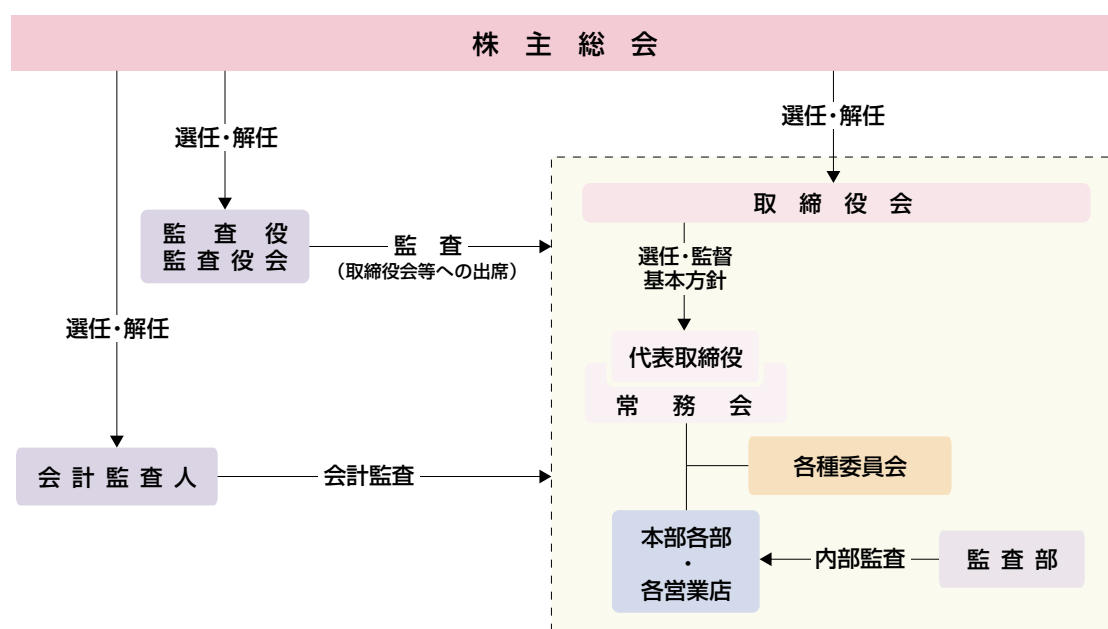


コーポレート・ガバナンス（企業統治）について

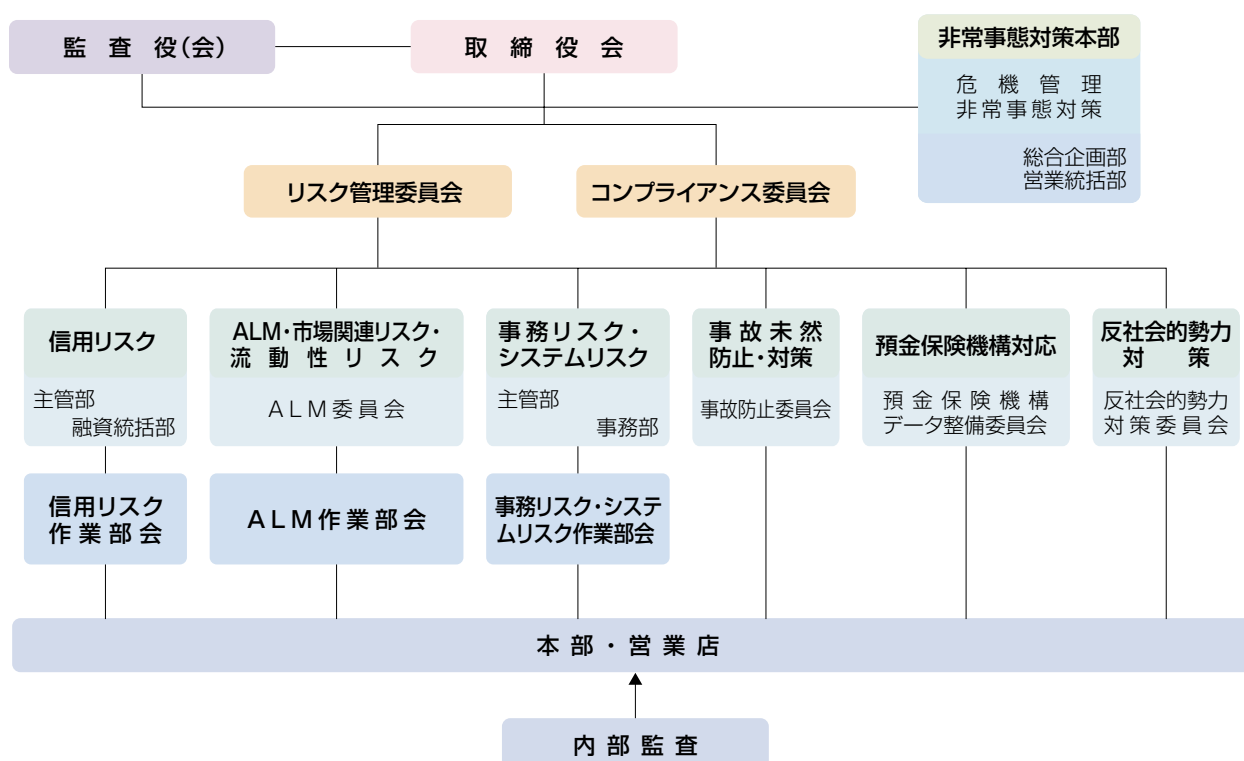
当行は、コーポレート・ガバナンスの重要性が増すなかで地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たすことを柱とした企業倫理を構築することを基本方針として、経営の意思決定の迅速化、責任体制の明確化、取締役会の監督機能強化等に取り組んでおります。

また、リスク管理とコンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、頭取を委員長とする「リスク管理委員会」および「コンプライアンス委員会」を設置してリスク管理の強化に努めております。

■ コーポレート・ガバナンス体制



■ 内部管理体制



コンプライアンス(法令等遵守)について

当行は従来から、より地元で親しまれ信頼される銀行を目指してきました。そのためにもコンプライアンス態勢の定着を経営上の最重要課題として位置づけ、その徹底を図るべく全役職員が一丸となって取り組んでおります。

コンプライアンス統括部署の総合企画部を中心に、関係各部と連携して法令やルールに則した業務処理がなされているかをチェックする体制を整備すると共に、毎年「コンプライアンス・プログラム」を策定し具体的計画の実践に向け諸活動を展開しております。また、関係各部・営業店にはコンプライアンス責任者・担当者を配置してコンプライアンスの徹底状況をモニタリングすると共に、「コンプライアンス・ガイドブック」に基づく職場研修や啓蒙活動等を通してより高い自己規律や自己責任の企業倫理の構築に努めております。

リスク対応について

金融の自由化・国際化・規制緩和の急激な進展にともない、金融機関が直面するリスクは一段と複雑化・多様化しております。

このような環境の中で当行は、取締役会を頂点としたリスク管理体制を構築しております。

リスクに適切に対応できる体制を一層充実させるため、頭取を委員長とする「リスク管理委員会」と、その下部組織として関係各部からなる委員会、作業部会を設置してリスク管理の徹底と経営の健全性の維持向上に努めております。

また、非常事態対策マニュアルを策定して、不測の事態に備えております。

〈市場関連・流動性リスク〉

各種市場関連リスク管理体制として、「リスク管理委員会」の下部組織であるALM(資産・負債総合管理)委員会および作業部会を設置し、月1回の委員会開催を通してリスク管理の徹底を図っております。

金利リスク対策として、調達面では金利予測に応じて期間など調達構造の均質化を図り、運用面では市場金利の変動にともない貸出金利を変化させることができるよう短期プライムレート連動型長期貸出金利を導入しています。

また、国際証券部において常時運用資産の点検に取組み、安定的な収益確保を目指すと共に運用と調達の資金ポジションの適切な管理を行うことにより、資金繰りについて常に把握し、流動性リスクを考慮した業務運営を行っております。

〈事務リスク・システムリスク〉

事務・システムリスク管理体制として事務部を主管部とした関係各部からなる作業部会を設置して、リスク管理の充実・強化を図っております。

事務リスク対策として、監査部による総合監査のほかに部分監査を併用して営業店監査を行うほか、事務部事務指導役による臨店指導や自己責任原則に基づく営業店自身による毎月の自店検査を実施するなど、事故の未然防止に取り組んでおります。さらに、事務規定の充実を図り研修等を通して営業店事務水準の向上に努めております。

システムリスクにつきましては、当行のオンラインセンターであるシステムバンキング九州共同センターと共に、元帳の二重化、大規模災害時に備えたバックアップセンターの設置など、非常事態対策も講じております。

〈信用リスク〉

信用リスク管理体制として融資統括部を主管部とした関係各部からなる作業部会を設置して、リスク管理の充実・強化を図っております。

当行では銀行の重要な資産である貸出金の健全性を堅持し、厳格な信用リスク管理の維持を図るため従来より審査部門と推進部門を分離し、審査の独立性・客観性を確立させることにより個別案件ごとに厳正な審査を行っております。

さらに、各種信用情報や“カスター”による企業の経営分析と“アラーム管理システム”による倒産の事前チェックなどを行い、不良債権発生防止に努めると共に信用格付の導入や信用リスクの計量化(与信先の債務不履行等で債権が回収不能になる可能性を数値化して把握すること)にも取組み、より高度な融資運営を目指しております。

また、自己査定につきましては、金融庁が公表した「預金等受入金融機関に係る金融検査マニュアル」を踏まえて、自己責任原則に基づきかつ外部監査人との合意のもと制定した自己査定基準に従って厳格に実施しております。

- 「市場の変動に伴って資産、負債等の価値が減少するリスク」を市場リスク、「金融機関に対する信用低下や運用・調達の極端な不一致から急速な資金の流出に対応できなくなるリスク」を流動性リスクといいます。
- 「事務面での事故や不正に係わるリスク」を事務リスクといい、「コンピューターシステムの障害や不正利用等により損失を被るリスク」をシステムリスクといいます。
- 「貸出先の経営悪化で貸出した資金の元本回収ができない、ないしは利息収入が得られないなどのリスク」を信用リスクといいます。